

認可地縁団体の手引き

令和8年 10 月作成

伊達市役所 未来政策部 協働まちづくり課

電話：024-575-1177

目次

I	制度の概要	1
1	地縁による団体とは	1
2	認可地縁団体とは	1
II	認可申請手続き	2
1	地縁による団体が法人格を得るには	2
2	認可の要件	2
3	認可手続きの流れ	3
4	認可申請の事前準備	4
5	認可申請に必要な書類	5
6	認可について	6
III	認可後の地縁団体	7
1	認可地縁団体の性質	7
2	地方自治法の規定による運営・取扱い	8
3	税関係の手続き	9
4	認可地縁団体への課税	9
5	税に関する問い合わせ先	10
6	不動産登記について	10
7	告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き	11
8	規約の変更手続き	12
9	地縁団体台帳（写し）の発行について	13
10	印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について	13
IV	認可の取消と解散	14
1	認可の取消	14
2	認可地縁団体の解散	14

I 制度の概要

これまで、町内会等には法人格が認められていなかったため、団体名義での不動産の登記ができず、町内会等で所有する集会所等の不動産の登記は、当該団体の代表者等の個人名でされていました。そのため、登記名義人の死亡や転居等による名義の変更や相続などの問題が起きていました。

このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、町内会等の地縁による団体が一定の手続きを行い、法人格を取得し、団体名での不動産等の登記ができるようになりました。

令和3年11月に地方自治法の一部がさらに改正され、認可を受ける目的が、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」から「地域的な共同活動を円滑に行うため」に改正され、不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても認可地縁団体の認可を受けられるようになりました。

1 地縁による団体とは

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。

したがって、町内会等のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対して、次のような団体は地縁による団体とは考えられません。

- ① 構成員に対して住所以外に性別や年齢の条件が必要な団体（青年団や婦人会など）
- ② 活動の内容が限定された団体（趣味やサークル活動を行う団体など）

2 認可地縁団体とは

これまで、町内会等には法人格が認められていなかったため、「当該団体の代表者個人」又は「役員の共有名義」で不動産登記されており、登記名義人の死亡や転居等により名義の変更や相続などの問題が起きていました。

このような問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い、市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、団体名義で資産登記ができるようになりました。 市の認可により法人格を得た地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

なお、NPO法人等と異なり、法人としての登記は必要ありません（登記に代わるものが告示になります）。

Ⅱ 認可申請手続き

1 地縁による団体が法人格を得るには

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要となります。

認可を受ける前提として、地方自治法の改正前は、地縁による団体が法人格を得ることにより、「不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があること」が前提でしたが、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」に改正され、不動産に関する要素が削られました。

2 認可の要件

以下の4項目を全て満たしていることが認可の要件となります。なお、認可の後にこれらの要件を満たさなくなった団体は、認可取消しとなります。

項目	要件（地方自治法第 260 条の2 第2項から第4項まで）
目的	地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること（申請時、直近の総会資料の写し等の提出にて確認）。 ※地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な町内会等の活動であり、規約に明記することが必要となります。
区域	地縁による団体の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ※当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。
構成員	地縁による団体の区域に住所のあるすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ※年齢や性別等を問わず区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができることが規約に定められている必要があります。相当数の者とは区域内の全住民の過半数です。
規約	地方自治法に沿った規約を定めていること。 ※目的、名称、区域、事務所所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていることが必要となります。

3 認可手続きの流れ

(1) 事前準備

- ・規約の整備や運営、書類の作成等を協働まちづくり課と相談。
- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、地縁団体名義への変更の同意取得等。

(2) 総会の開催

- ・既存の規約がある場合は、それに従い総会を開催（無い場合は規約を整備した後に開催）。

【協議事項】

【作成資料】

① 規約の承認	→	規約
② 認可申請することの議決	→	総会議事録
③ 代表者の選出	→	就任承諾書
④ 構成員の確定	→	構成員名簿

(3) 申請

【提出書類】詳細は5ページ

① 認可申請書	② 規約	③ 総会議事録、総会資料(写)
④ 構成員名簿	⑤ 直近の総会資料等の写し	⑥ 就任承諾書
⑦ 区域図面	⑧ 代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無に関する書類	⑨ 代理人の有無に関する書類

(4) 審査

- ・認可要件、提出書類の内容等を市で審査し、認可又は不認可の決定。

(5) 認可・告示

- ・市の認可により、法人格を取得。
- ・下記項目の告示により、認可地縁団体としての効力が発生。

【告示事項】

① 名称	② 規約に定める目的	③ 区域
④ 事務所所在地	⑤ 代表者氏名	
⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無 (職務代行者が選任されている場合は、その氏名)		
⑦ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名)		
⑧ 解散の事由		⑨ 認可年月日

(6) 印鑑登録

- ・団体の印鑑登録を行う(必要な場合)。

(7) 証明書の発行

- ・地縁団体台帳(写し)、印鑑登録証明書の申請

(8) 不動産の登記(法務局)

(9) 税に関する届出

4 認可申請の事前準備

町内会等の地縁による団体が、法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、当該団体の規約に基づき召集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会、評議会等での議決は認められません）。

総会招集手続き等を定めた規約が現在の町内会等において整備されていない場合には、まず規約の整備を行う必要があります。また、それ以外にも認可の申請に必要な事項（認可要件に合致する規約の決定又は改正、代表者の決定、構成員の確定等）も総会決議が必要となります。

（１）規約の整備（定めなければならない事項）

必須項目	内容
① 目的	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできるだけ具体的に定めてください。
② 名称	特に制限はありませんが、他の法令により使用制限のあるもの、類似のものは使用できません。客観的に区域が特定できるような名称が好ましいです。
③ 区域	現に地域的な共同活動を行っていて、住民にとっても客観的に明らかな区域を町名、地番で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。
④ 事務所所在地	団体の所在地を表すものなので、団体内部の連絡や会合に最も適したところがよく、集会所・代表者の自宅等が一般的です。
⑤ 構成員の資格	区域に住所を有する全ての個人は構成員になれるものとし、当団体は正当な理由がない限り、これを拒んではならない旨を必ず定めてください。 構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢、性別、国籍などの制限等）を設けてはいけません。 加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。
⑥ 代表者	代表者は１人とし、その選出方法、任期、権限、代表者に任命する事項等を定めてください（地方自治法第 260 条の 5 から第 260 条の 10 の規定）。
⑦ 会議	通常総会・臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項などについて定めてください。構成員の表決権は平等となります（地方自治法第 260 条の 13 から第 260 条の 19 の規定）。
⑧ 資産	資産の構成及び取得、処分等の管理方法を定めてください。 また、財産目録を作成することが義務付けられていますので留意ください（地方自治法第 260 条の 4）。 なお、負債財産は規定する必要はなく、保有資産の構成は「別に定める財産目録記載の資産」としても構いません。

以上 8 つの事項のほか、必要事項を定めることは差し支えありません。

（２）代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

（３）構成員の確定

構成員を明確化するにあたり、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

５ 認可申請に必要な書類

認可申請に必要な書類は以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、町内会等でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。必ず事前に協働まちづくり課に相談してください。

（１）認可申請書

代表者の押印は不要です。また、申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

（２）規約

上記４（１）の定めたもので、総会で議決された認可要件に合致するもの

規約を作成し、総会に諮る前に事前に協働まちづくり課に相談してください（地方自治法及び同法施行規則と整合性を取るため）。

（３）認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものでよいとされています。総会資料も併せて提出してください。

（４）構成員の名簿

構成員の氏名・住所を記載したもので、町内会等の区域内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。世帯主のみではなく、子どもから高齢者まで構成員となる個人を記載してください。

（５）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

直近の総会資料等の写し（事業報告、決算報告、事業計画、収支予算等を記載したもの）が必要です。

（６）申請者が代表者であることを証する書類

申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書で、申請者本人の署名又は記名押印があるもの

（７）区域を示した図面

地図等に境界線を記入し、地縁団体の区域を明確にした図面を添付してください。

（８）代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無に関する書類

（９）代理人の有無に関する書類

6 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません（不動産登記については法務局、司法書士等にお問い合わせください）。

また、告示される内容は以下のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所所在地
- ⑤ 代表者氏名
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

※ 告示された内容に変更があった場合は速やかに協働まちづくり課に届け出てください（11 ページ参照）。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

Ⅲ 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の性質

認可の有無に関わらず、地縁による団体の根本的な性格は「住民の自発的意思に基づく団体」ですが、認可地縁団体は法人格を取得しているという点で法的位置付けが変わり、権利能力を有することとなります。また、同時に認可を受けた団体として義務が発生します。

権利	① 団体名義での資産登記 不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。 これにより、「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」での登記に起因するトラブルを防止することができます。 ただし、登記には費用（登録免許税、司法書士等に依頼した場合の報酬等）がかかります。
	② 団体名義での法律行為 法人格の取得により、目的（地域的な共同活動）の範囲内において、団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。
義務	① 地方自治法の規定による運営・取扱い 認可地縁団体の運営・取扱いについて、その一部が地方自治法で定められています。 ⇒詳細は 8 ページ
	② 税関係の手続き 収益事業を行わない団体は、登録免許税を除き減免となる場合があります。 ⇒詳細は 9～10 ページ
	③ 変更の手続き 団体の規約、告示事項（代表者や事務所等）が変更になった場合には、市への届出が必要です。それぞれ市の認可、告示により変更内容が対外的に有効となります。

2 地方自治法の規定による運営・取扱い

(1) 団体の独立性〔法第 260 条の 2 第 6 項〕

認可により行政機関の一部となることや、市の監督下に置かれることはありません。地縁による団体は認可の有無に関わらず、「住民の自発的意思に基づく団体」です。

(2) 構成員について〔法第 260 条の 2 第 7・8 項〕

正当な理由なく（その者が加入することで団体の目的・活動が著しく阻害される等を除き）、住民の加入を拒むことはできません。

また、構成員に対する不当な差別扱いも禁止されています。

(3) 政治的中立〔法第 260 条の 2 第 9 項〕

認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。

(4) 代表者の行為についての損害賠償責任〔法第 260 条の 2 第 15 項〕

認可地縁団体は、代表者が職務を行う上で他人に損害を与えてしまった場合、賠償する責任を負います。

(5) 財産目録の作成〔法第 260 条の 4〕

認可申請時及び年度終了時に、財産目録を作成し、事務所に備置しなければなりません。

(6) 構成員名簿の更新〔法第 260 条の 4 第 2 項〕

構成員名簿を備置し、変更がある場合は更新しなければなりません。

(7) 総会について〔法第 260 条の 13～法第 260 条の 19〕

- ① 年 1 回以上の通常総会と、一定数の構成員から請求があった場合には臨時総会を開催しなければならない。
- ② 総会の開催の遅くとも 5 日前までに、会議の目的を示して周知しなければならない。
- ③ 規約で代表者や役員に委任したものを除き、団体の事務にはすべて総会の決議が必要。
- ④ 構成員の表決権は平等とすること。
- ⑤ 団体と特定の構成員との関係を議決する場合には、その構成員は表決権を有さない。

(8) 代表者について〔法第 260 条の 5～法第 260 条の 10〕

- ① 1 人の代表者を置くこと。
- ② 代表者は団体のすべての事務について代表権を有する。ただし、規約・総会の決議に反することはできない。
- ③ 団体と代表者の利害が相反する場合は、代表権を有さない。

3 税関係の手続き

認可後は、下記の書類を速やかに提出しなければなりません。

提出先	提出書類	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
福島税務署	—	- 法人設立届出書 - 収益事業開始届出書
県北地方振興局 課税第一課	法人設立届	- 法人設立届 - 収益事業開始届
伊達市役所 税務収納課 市民税係	法人等の設立届出書	法人等の設立届出書

※ 設立の届出の際に提出する書類として申告書のほか、地縁団体台帳及び規約の写しが必要です。
また、書類への押印は団体の印鑑になりますが、押印が必要かどうかは各機関にお問い合わせください。

4 認可地縁団体への課税

認可地縁団体は、下表のとおり納税の義務を負います。ただし、「税目」や「収益事業の状況」（固定資産税については、その不動産の用途）によって減免措置が適用となる場合があります。地縁団体の「収益事業」の範囲については「法人税基本通達第15章」で定められています。個々の事例が収益事業に該当するかについては、福島税務署までお問い合わせください。

税目		認可地縁団体	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
国 税	法人税	非課税	課税
	登録免許税（登記の際）	課税	課税
県 税	法人県民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 ※減免措置あり	課税
市 税	法人市民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税
	固定資産税	課税 ※減免措置あり	課税

5 税に関する問い合わせ先

税額や減免措置、必要書類等についての詳細は、各機関にお問い合わせください。

税機関名	取扱税目	電話番号
福島税務署	法人税	024-534-3121
福島地方法務局	登録免許税	024-534-1111
県北地方振興局 課税第一課	法人県民税 法人事業税	024-521-2692
	不動産取得税	024-521-2694
伊達市役所 税務収納課	法人市民税	024-575-1138
	固定資産税	024-575-1235

6 不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、福島地方法務局での手続きが必要です。

登記に際しては、法務局が定める必要書類の提出が必要です。詳細については福島地方法務局（024-534-1111）にご確認ください。

7 告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き

認可地縁団体は、代表者や事務所の所在地をはじめとする「告示事項」の内容に変更が生じた場合、市に届出を行わなければなりません。

なお、変更事項は市の告示により対外的に有効となります。

【告示事項】

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所所在地
- ⑤ 代表者氏名
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

（１）総会の開催

- ・ 規約に従い総会を開催

【協議事項】

変更する事項についての議決（代表者変更の場合）

【作成資料】

総会議事録、総会資料、就任承諾書（代表者変更の場合）

（２）申請

【提出書類】

- ① 告示事項変更届出書
- ② 総会議事録の写し
- ③ 総会資料の写し
- ④ 就任承諾書（代表者変更の場合）

（３）審査

- ・ 提出書類の内容等を市で審査

（４）告示

- ・ 市の告示により変更の効力が発生

8 規約の変更手続き

団体の規約を改正する場合にも、市に届出を行う必要があります。

なお、改正後の規約は、市の認可により対外的に有効となります。規約の変更内容が告示事項の変更を伴う場合、上記7記載の告示事項変更届出書の提出が必要です。

(1) 総会の開催

- 規約に従い総会を開催

【協議事項】

規約変更についての議決

【作成資料】

総会議事録、総会資料、変更の内容や理由を記載した書類

(2) 申請

【提出書類】

- ① 規約変更認可申請書（告示事項に変更がある場合：告示事項変更届出書）
- ② 規約変更の内容や理由を記載した書類
- ③ 変更後の規約
- ④ 総会議事録の写し
- ⑤ 総会資料の写し

(3) 審査

- 提出書類の内容等を市で審査し、認可又は不認可の決定

(4) 告示

- 市の認可により、規約変更の効力が発生

9 地縁団体台帳（写し）の発行について

不動産登記等の際には、告示事項証明書（地縁団体台帳（写し））が必要です。

（１）必要なもの

① 認可地縁団体台帳の写し交付請求書

…協働まちづくり課に備え付けています。市ホームページにも掲載しています。

② 請求者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等顔写真付きのもの）

③ 委任状（代表者等の住所表示を希望かつ請求者が代理人の場合）

（２）手数料…無料

（３）注意事項

- ・発行に数日かかりますので、後日請求者の住民登録地へ郵送します。
- ・個人情報保護の観点から、原則として、代表者等の住所のうち町字以降を黒塗りした状態で発行します。町字以降の住所を記載したものを希望される場合は、代表者等の本人が来庁するか、代表者等からの委任状を代理人が持参して手続きをするようにお願いします。

10 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

（１）認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。

印鑑登録関係及び証明書の発行に関する手続きは以下のとおりです。

項目	手数料	必要なもの	受付窓口
印鑑登録	無料	・登録する印鑑（●●町内会長印） ・代表者等の実印 ・代表者等の印鑑証明書 ・委任状（代理人申請の場合） ・代理人の認印（代理人申請の場合）	協働まちづくり課
印鑑登録 証明書の発行 ※後日郵送	300 円	・登録済の印鑑（●●町内会長印） ・代表者等の実印 ・委任状（代理人申請の場合） ・代理人の認印（代理人申請の場合）	※登録申請書・交付申請書は窓口に備え付けています。市ホームページにも掲載しています。

※代理人申請が認められるのは、団体の認可の告示事項の中に代理人が定められている場合に限りです。

（２）次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ① ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが一辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ③ 印影を鮮明に表わしにくいもの
- ④ 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

IV 認可の取消と解散

1 認可の取消

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可の取消となります。

(1) 認可要件を満たさなくなった場合

- ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
- ・団体が相当期間活動していない場合
- ・住民の加入を、正当な理由なく拒否した場合
- ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」の加入が認められなくなった場合

(2) 不正な手段により認可を受けたとき

2 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可地縁団体は解散となります。

(1) 規約で定めた解散事由の発生

(2) 破産手続開始の決定

(3) 認可の取消

(4) 総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議されたとき

(5) 構成員が「相当数」に満たなくなった場合

※破産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続きを進めることとなります。